

※建築基準法が一部改正されたことにもなつて、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。
建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

高知駅東地区計画

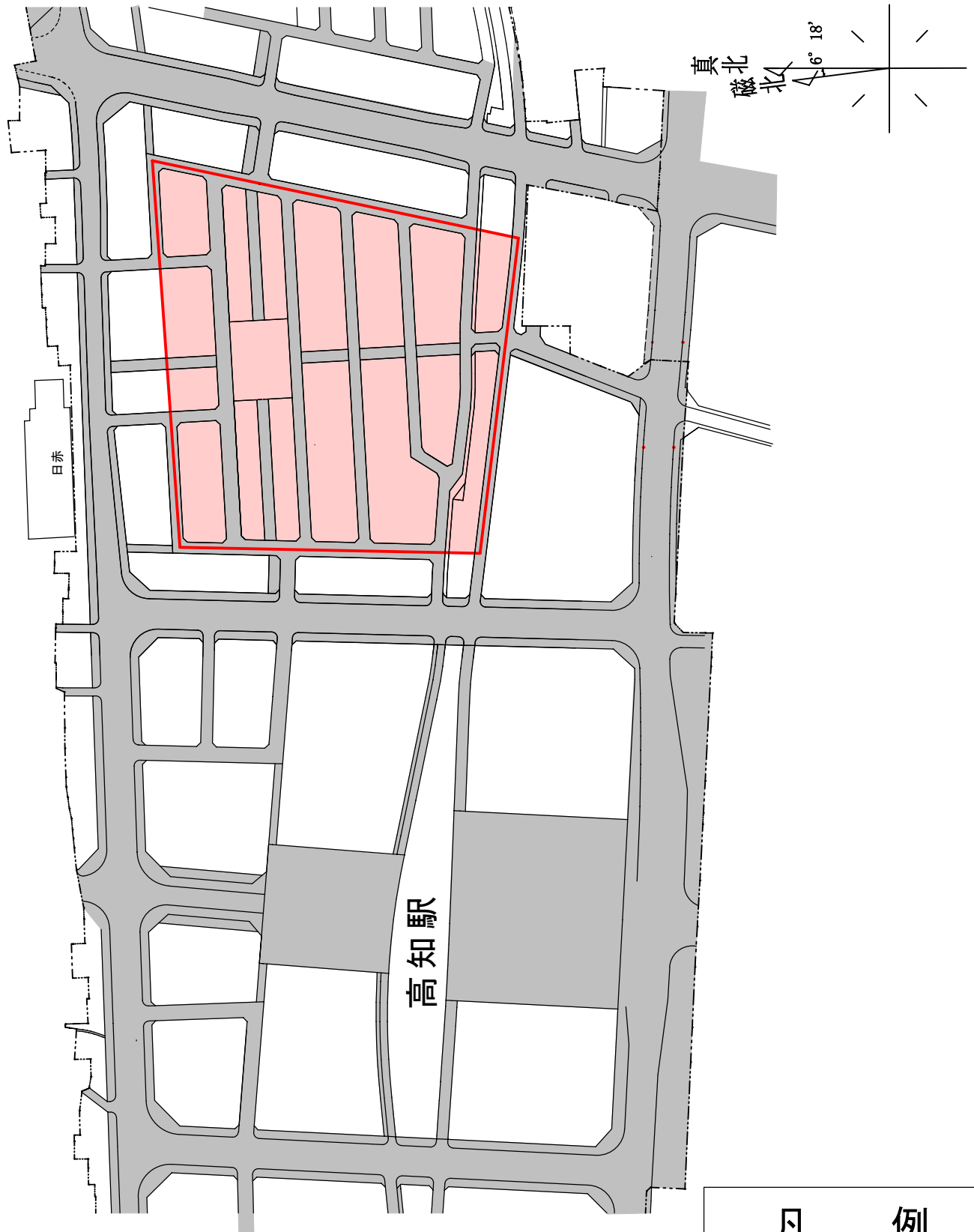
(平成15年10月1日告示第200号)

名 称	高知駅東地区計画	
位 置	高知市栄田町，新本町二丁目，北本町二丁目の各一部	
面 積	約3.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は高知市の中心部に位置し，高知駅を中心とした高知駅周辺土地区画整理事業の施行により，道路，公園等の公共施設及び宅地の整備が行われている。 今後は高知の玄関口としてふさわしい都心空間の形成を図るとともに，地区計画の導入により，うるおいとやすらぎを感じさせる良好な都市型住宅環境と，それを後背圏とする良好な商業環境とが共存した魅力的な都市環境を創出する。
	土地利用の方針	都心居住の機能と魅力的な商業機能が共存した土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区は，道路，上下水道等の都市基盤施設が土地区画整理事業により整備されるので，今後ともその機能・環境が損なわれないように維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	うるおいとやすらぎのある都市型住宅環境を創出するとともに，商業業務と住宅の複合的に調和した土地の利用を図るため，次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面位置の制限 (4) 容積率の制限 (5) 建築物等の形態，意匠の制限



地区整備計画	建築物等の用途の制限	建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ち）の項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 その他これらに類するもの
	敷地面積の最低限度	65㎡ （ただし、高知駅周辺土地区画整理事業の仮換地指定若しくは換地処分によって生じた土地で65㎡未満の敷地又は巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で130条の4で定める公益上必要な建築物の敷地はこの限りではない。）
	壁面の位置の制限	建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱面から道路境界線（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7に規定する特殊街路を除く。）までの距離（隅切り部分においては隅切り以外の道路境界線を延長した線）は0.5m以上とする。 「次のいずれかに該当する場合は、制限を除外する。」 (1) 出窓で床面から上方に60cm以上で、かつ、その張出部分が45cm以下のもの (2) 玄関ポーチの柱、屋根及び軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内の自動車庫の柱、屋根
	容積率の最高限度	建築物の全部又は一部を住宅（専用住宅、共同住宅、長屋住宅等をいう。）の用途に供しない部分の容積率の最高限度は200%とする。
	建築物等の形態、意匠の制限	(1) 建築物等の外観、意匠はすぐれた都市景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。 (2) 屋外広告物は次に掲げるとおりとする。 ア 自家用に設置するものに限る。 イ 壁面広告物等の表示面積は、広告物を設置する壁面面積の10分の4以下であること。 ウ 地色は、けばけばしい色彩を避け周辺の景観に配慮したものとする。

区域は計画図表示のとおり

高知広域都市計画高知駅東地区計画



※この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡 例	
	高知駅東地区
	地区計画の区域